

# 第十三回 参議院電気通信委員会會議録第四十八号

昭和二十七年七月七日(月曜日)午後八時二十八分開会

出席者は左の通り。

- 委員長 鈴木 恭一君
- 理事 山田 節男君
- 委員 大島 定吉君
- 新谷實三郎君
- 小笠原三男君
- 稲垣平太郎君
- 池田七郎兵衛君

### 政府委員

- 電気通信政務次官 平井 太郎君
- 電気通信大臣 大泉 周藏君
- 官房審議室長 山岸 重孝君
- 電気通信大臣 田邊 正君
- 官房人事部長 花岡 薫君
- 電気通信省 中尾 徹夫君
- 業務局長 横田 信夫君
- 電気通信省 施設局長
- 電気通信省 經理局長

### 事務局側

- 常任委員会専門員 後藤 隆吉君
- 常任委員会専門員 柏原 榮一君

- 日本電信電話公社法案(内閣提出、衆議院送付)
- 日本電信電話公社法施行法案(内閣提出、衆議院送付)
- 国際電信電話株式会社法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(鈴木 恭一君) 只今より委員会を開会いたします。日本電信電話公社法案、日本電信電話公社法施行法案及び国際電信電話株式会社法案を議題といたします。先ず内閣提出衆議院修正議決送付の日本電信電話公社法案の討論を行います。

○新谷實三郎君 日本電信電話公社法案につきまして本委員会としては慎重審議を重ねまして、なお各委員の間におきましても再三懇談会等によつて意見の交換をいたしましたのでありますが、私は各委員の意のあるところも酌みまして、これに若干の修正をしたいと思いますのであります。今その修正案を朗読いたします。

日本電信電話公社法案に対する修正案  
 日本電信電話公社法案の一部を次のように修正する。  
 第二十一條第二項から第四項まで順次一項ずつ繰り下げ、同條第一項を次のように改める。

總裁及び副總裁は、経営委員会の同意を得て、内閣が任命する。  
 2 前項の同意は、第十七條の規定にかかわらず、委員四人以上の多数の議決によることを要する。  
 第二十四條第一項中「適し」と認めるときは、「の下に」経営委員会の同意を得て、「を」加え、同條第二項を第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。  
 2 第二十一條第二項の規定は、前項の同意に準用する。

第二十八條第二項中「町村の議会の議員である者を除く」を「(市)特別区を含む」町村の議会の議員である者を除く」に改める。  
 第三十二條中第五項から第九項までを次のように改める。  
 5 休職者の給與は、第七十二條に規定する給與準則の定めるところにより支給する。  
 第四十一條第三項中「その予算を」の下に「国の予算とともに」を加える。  
 第四十三條第四号を削り、第五号及び第六号を第四号及び第五号とし、第五号の次に次の一号を加える。  
 六 第七十二條但書の規定による金額の限度額  
 第六十條第二項中「決算書類を」の下に「国の歳入歳出の決算とともに」を加える。  
 第六十一條第一項但書を削る。  
 第六十二條中第五項を第九項とし、同項の次に次の一項を加える。  
 10 第一項、第二項及び第五項から前項までに定めるものの外、電信電話債券に關し必要な事項は、政令で定める。  
 第六十二條第四項の次に次の四項を加える。  
 5 第一項の規定により公社が発行する電信電話債券の債券者は、公社の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。  
 6 前項の先取特権の順位は、民法

の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。  
 7 公社は、郵政大臣の認可を受け、電信電話債券の發行に關する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。  
 8 前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社については、商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九條から第三百一十一條までの規定を準用する。  
 第七十二條に次の但書を加える。  
 但し、経済事情の変動その他予測することができない事態に應ずるため特に必要があつて、郵政大臣の認可を受け、国会の議決を経た金額の範囲内で、臨時に給與を支給する場合については、この限りでない。  
 第七十四條中「第六十二條第一項及び第三項但書」を「第六十二條第一項、第三項但書及び第七項」に改める。  
 附則中「七月一日」を「八月一日」に改める。  
 以上私の修正案であります。この修正案は、この修正をいたしました。この法律案に賛成するものであります。

○委員長(鈴木 恭一君) 新谷委員の説明は終了しました。新谷委員の修正案に對して御質疑がございますれば、この際御発言を願います。  
 ○小笠原三男君 新谷委員から我々の意見も斟酌せられて修正案を提示になりましたが、特に私お尋ねしたい点は、第七十二條に但書を加えた点でございますが、この但書の内容といたしまして「経済事情の変動、その他予測することのできない事態に應ずるため」とは、物価の騰貴その他によるいわゆる一般的な従業員ベース・アップの問題、或いは天災、地変等による深夜をわかつた労働の強化、或いは又年末年始等に頼靠した業務を遂行し、相当の労働をオーバー・ワークにやつたというような点等に鑑みて臨時的な、適切な措置が行われるような方法として、こういう趣旨があるもののように了解するのですが、大体そういうふうにして了解していいのですか。これが第一点でございます。  
 それから郵政大臣の認可を受けるといふ点でございますが、これは主として郵政大臣の認可を受くべき、内容はどういうものを重点的に指して考えておられるのか、この二点をお伺いしたいと思ひます。

○新谷實三郎君 私の修正案の理由は、給與の総額を一応抑えることになつているのであります。この電通事業に、特殊の労働条件に服しておられます職員に対する給與につきましても、やはりこの労働条件に即した特別の給與をしなければならぬ、この点は政府もこの必要を認めておるのであります。従つて給與の額を一応予算的に抑えましても、経済事情の変動、その他予算編成当時に予測することができないような事態が発生いたしましたために、所定の給與の限度額で

は、第七十二條に但書を加えた点でございますが、この但書の内容といたしまして「経済事情の変動、その他予測することのできない事態に應ずるため」とは、物価の騰貴その他によるいわゆる一般的な従業員ベース・アップの問題、或いは天災、地変等による深夜をわかつた労働の強化、或いは又年末年始等に頼靠した業務を遂行し、相当の労働をオーバー・ワークにやつたというような点等に鑑みて臨時的な、適切な措置が行われるような方法として、こういう趣旨があるもののように了解するのですが、大体そういうふうにして了解していいのですか。これが第一点でございます。  
 それから郵政大臣の認可を受けるといふ点でございますが、これは主として郵政大臣の認可を受くべき、内容はどういうものを重点的に指して考えておられるのか、この二点をお伺いしたいと思ひます。

は足りない場合が生じて来るだろうと思ひます。そういう場合には或る幅の弾力性を持たせまして、そうして従業員職員が事業のために最も熱意を以て能率的に活動できるようにしなければならぬという趣旨でこういう修正案を出したのであります。ここに「経済事情の変動その他予測することのできない事態に應ずるため」と書きましたのは、今小笠原委員の御発言のように非常な経済事情の変動がありまして、年度中でベース・アップしなければならぬという場合も入りますし、又非常災害等の場合におきまして、異常な勤務状態に従業員がおかれ、その場合の給與等も入るのであります。又電通事業の進展に伴いまして、当初予測し得ないような特別の給與をしなければならぬという様な場合も、これに包含されるものとお考え願ひたいのであります。

それから「郵政大臣の認可を受けて」と書きましたのは、單に若干の給與に対する金額だけの変更でありますれば郵政大臣の認可を特に受ける必要もない場合もあるかと思ふのでありますけれども、こういう給與に關しましては恐らく殆んどの場合にやはり給與制度、從つて給與準則に影響を及ぼすことが非常に多いだろうと考へまして、その兩者を含むんでありますけれども、包括的に一應郵政大臣の認可を受けるというふうにしてその手續を慎重にした次第であります。

○委員長(鈴木恭一君) ほかには御発言ございせんか。……

別に御発言もないようですから討論は終局したものと認め、直ちに採決することには御異議ございせんか。

○委員長(鈴木恭一君) 御異議ないことを認め、直ちに採決をいたします。

○委員長(鈴木恭一君) 御異議ないことを認め、直ちに採決をいたします。

○委員長(鈴木恭一君) 御異議ないことを認め、直ちに採決をいたします。

○委員長(鈴木恭一君) 御異議ないことを認め、直ちに採決をいたします。

次に只今の修正部分を除く衆議院送付案全部を問題といたします。修正部分を除く衆議院送付案を可決することに賛成のかたの挙手を願ひます。

○委員長(鈴木恭一君) 全会一致と認めます。よつて修正案は可決せられました。

次に只今の修正部分を除く衆議院送付案全部を問題といたします。修正部分を除く衆議院送付案を可決することに賛成のかたの挙手を願ひます。

○委員長(鈴木恭一君) 全会一致と認めます。よつて修正案は可決せられました。

次に只今の修正部分を除く衆議院送付案全部を問題といたします。修正部分を除く衆議院送付案を可決することに賛成のかたの挙手を願ひます。

○委員長(鈴木恭一君) 御異議ないことを認め、直ちに採決を願ひます。

○委員長(鈴木恭一君) 御異議ないことを認め、直ちに採決を願ひます。

○委員長(鈴木恭一君) 御異議ないことを認め、直ちに採決を願ひます。

社法施行法案の討論を行います。ちよつと記述をとめて。

○委員長(鈴木恭一君) 速記を始め

○委員長(鈴木恭一君) 速記を始め

○委員長(鈴木恭一君) 速記を始め

○委員長(鈴木恭一君) 速記を始め

○委員長(鈴木恭一君) 速記を始め

○委員長(鈴木恭一君) 速記を始め

○委員長(鈴木恭一君) 速記を始め

とする。但し、その委員の任期は、同法第十三條第一項の規定にかかわらず、内閣が定めるところにより、一人は一年九箇月、二人は二年九箇月、他の二人は三年九箇月とする。

第十二條第二項中「六月三十日」を「七月三十一日」に改める。

第四十一條中「第八十條第一項」を「第七十九條第一項」に、「第八十一條第一項」を「第八十條第一項」に改める。

第四十三條中「第二十四條第三号、第三百四十八條第一項」を「第二十四條第三号及び第三百四十八條第一項」に改め、「第四百四十六條、第四百四十三條、第四百六十五條及び」を削る。

第四十六條中「第八十一條第一項」を「第八十條第一項」に、「第八十一條第二項」を「第八十條第二項」に改める。

第五十一條中「第八十一條第一項」を「第八十條第一項」に、「第八十一條第二項」を「第八十條第二項」に改める。

第五十四條を第五十八條とし、第五十三條の次に次の一條を加える。

第五十七條 連合国財産の返還等に関する政令(昭和二十六年政令第六号)の一部を次のように改正する。

第十五條第一項及び第二項中「政府所有」を「日本電信電話公社所有」に、「電信通信大臣」を「日本電信電話公社」に改める。

第二十一條中「一般會計から電

氣通事業特別會計に繰入れる。」を「日本電信電話公社に支拂う」に改める。

第五十二條を第五十六條とし、第五十二條の次に次の二條を加える。

第五十四條 道路法(昭和二十七年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第三十五條中「電氣通信」を削り、「日本国有鉄道若しくは日本専売公社」を「日本国有鉄道、日本専売公社若しくは日本電信電話公社」に改める。

(地方税法の一部を改正する法律の改正)

第五十五條 地方税法の一部を改正する法律(昭和二十七年法律第号)の一部を次のように改正する。

附則第十二項を削る。

第四十三條を第四十四條とし、以下第五十二條まで一條ずつ順次繰り下げ、第四十二條の次に次の一條を加える。

(港灣法の改正)

第四十三條 港灣法(昭和二十五年法律第二百十八号)の一部を次のように改正する。

第三十七條第三項中「日本専売公社又は日本国有鉄道」を「日本専売公社、日本国有鉄道又は日本電信電話公社」に改める。

附則第二項中「第五十四條」を「第五十八條」に改める。

只今読み上げました日本電信電話公社法施行法案に対する修正意見について極く簡単に御説明申上げたいと思ひます。

第一條第二項の規定によりまして、



からのテレビジョン、それからラジオの中継が公衆通信、即ちエモン・キヤリアとしてそういうふうには解し得るといふこの定義が正確ならば私は今の修正された趣旨がよくわかるのです。今の新谷君の言われたいわゆる中継は公衆通信と言え、こういう御解釈ならば私了承します。

○新谷實三郎君 その通りの解釈をしたいと思います。

○小笠原二三男君 日本社会党第四控室は会社法案に基本的な態度から反対いたしますし、又立法の内容においても非常に杜撰な点があると認められて反対いたします。従つて新谷委員提案の修正案に対しても反対でございます。詳しくは本会議の討論において明らかにしたいと思います。

○委員長(鈴木義一君) 他に御発言もなければ討論は終局したものと認め採決に入ること御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(鈴木義一君) 御異議ないと認めます。これより採決をいたします。

内閣提出衆議院送付の国際電信電話株式会社法案に対する新谷委員提出の修正案全部を問題といたします。右の修正案を可決することに賛成のかたの挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(鈴木義一君) 多数と認めます。修正案は可決せられました。

次に只今の修正部分を除く内閣提出衆議院送付案全部を問題といたします。只今の修正部分を除く内閣提出衆議院送付案を可決することに賛成のかたの挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(鈴木義一君) 多数と認めます。修正部分を除く内閣提出衆議院送付案は可決せられました。よつて内閣提出衆議院送付の国際電信電話株式会社法案は修正議決せられました。ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(鈴木義一君) 速記を始めて下さい。

なお委員長の本会議における口頭報告の内容その他事後の手續等につきましては例によつて委員長に御一任願うことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(鈴木義一君) 御異議ないと認めます。それでは例により御署名を願います。

多数意見者署名

新谷實三郎 稻垣平太郎

池田七郎兵衛 大島 定吉

○委員長(鈴木義一君) 本日はこれにて散会いたします。

午後八時五十九分散会